

箱根山（大涌谷）火山避難計画



令和4年7月
箱根山火山防災協議会

はじめに

箱根山は、今からおよそ40万年前に活動を始めたと考えられる比較的古い火山です。度重なる噴火活動により、変化に富んだ地形が作り出され、美しい稜線、湖、湿原などが生まれました。地下のマグマから発せられる熱によって、大涌谷など中央火口丘の一部で噴気が濛々と上がり、山麓のあちらこちらで、火山の恵みとして良質の温泉が湧き出し、これが地域に活性をもたらし、日本を代表する温泉地となっています。

また、これと相まって、多様な観光施設が建設されるとともに、首都圏からのアクセスの良さが重なり、国際的な観光地として発展を続けています。

箱根山は、現在も活動を続ける活火山であり、これまで幾度にわたる噴火警戒レベルの上昇を経験し、平成27年には大涌谷でごく小規模な噴火を確認しました。

箱根山火山防災協議会では、平成27年の火山活動の活発化以降、「観光客や住民等の命を守るための対策を最優先とする」ことを基本方針として、火山ガス対策の強化として、観測機器の整備充実、監視体制の強化、応急対策体制の充実を図るとともに、火山ガスの危険性の周知強化として各種媒体を通じた普及啓発を推進してまいりました。

さらに、園地事業者等による、各種施策の参画をはじめとする強力な取組のもと、県、箱根町、各機関が一体となった活動にも努めてまいりました。

その努力の結果、現在に至るまで人的被害の発生もなく、地域住民はもとより、観光客においても「安全安心な箱根山」を印象付けるまでになっています。

今回、平成27年の噴火警戒レベルの上昇を契機に閉ざされていた「大涌谷自然研究路」について、再開に向けたハード対策（施設等の整備）とソフト対策（日常警戒、避難体制の整備）が完了したことを受け、本計画を改訂することとしました。

箱根山火山防災協議会では、今後も、これまでの経験を活かし、火山防災意識の啓発、各種訓練等の充実強化を図るなど、安全対策を推進し、引き続き住民や観光客の皆さんの命を守るために、関係機関が迅速に対処できるよう備えてまいります。

令和4年7月吉日

箱根山火山防災協議会

< 目 次 >

はじめに

第1章 総論	1
第1 目的	1
第2 基本方針	1
第3 避難計画の位置付け	2
1 箱根山（大涌谷）火山避難計画	2
2 箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル	2
3 施設ごとの避難誘導マニュアル	2
4 地域ごとの避難誘導マニュアル	2
第4 避難の対象とする火山現象	3
1 噴石	3
2 火砕流	4
3 火砕サージ	4
4 降灰	5
5 熱泥流・二次泥流（土石流）	5
6 斜面崩壊	6
7 火山ガス	6
第5 避難対象地域	7
第6 避難の考え方（原則）	11
1 避難の方法（三段階避難）	11
2 突発的な噴火に伴う避難	13
3 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難（噴火していない状態）	14
第2章 平常時の備え	15
第1 観測・監視体制	15
1 観測・監視の実施	15
2 緊急時の対応	15
3 火山噴火予知連絡会等との連携	15
第2 訓練の実施	16

1	情報受伝達訓練	16
2	避難誘導訓練	16
3	図上訓練	16
4	避難所開設及び運営訓練	16
5	帰宅困難者対策訓練	16
6	安否確認訓練	16
第3	火山防災意識の啓発	17
1	県民等への防災知識の普及	17
2	観光客等への防災知識の普及	17
3	児童、生徒等への防災知識の普及	17
4	講演会・研修会の開催	17
5	家庭での防災意識の醸成	17
第3章	火山活動が活発化した場合の防災対応	18
第1	火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化	18
1	温泉地学研究所による観測・監視の強化	18
2	気象庁による観測・監視の強化	18
第2	情報の伝達	19
1	火山活動の情報の伝達	19
2	避難情報の発令	20
第3	箱根山火山防災協議会、コアグループ会議等の開催	21
1	箱根山火山防災協議会	21
2	コアグループ会議	21
3	その他会議	21
第4	箱根火山防災協議会から箱根町への助言	22
1	応急活動対策について	22
2	避難対象地域への立入許可について	22
3	立入禁止の措置について	22
第5	箱根町長による意思決定及び避難指示等の発令	23
第4章	突発的な噴火に伴う避難	24
第1	情報の入手及び伝達	25

1	関係機関への情報伝達	25
2	避難対象地域に滞在する住民等への情報伝達	26
第2	避難行動	26
1	一次避難（屋内退避）	26
2	二次避難（避難対象地域外への避難）	28
3	三次避難（避難所への避難若しくは帰宅）	31
第5章	噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難	33
第1	噴火警戒レベル1・2	33
1	初動対応	33
2	避難誘導	33
第2	噴火警戒レベル3	34
1	対応	34
2	避難対象地域	34
3	情報の入手及び伝達	36
4	箱根火山防災協議会の助言	37
5	住民等がとるべき行動	37
6	関係機関の応急活動	38
第3	噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）	40
1	対応	40
2	避難対象地域	41
3	情報の入手及び伝達	43
4	箱根火山防災協議会の助言	44
5	住民等がとるべき行動	44
6	関係機関の応急活動	45
第4	噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）	48
1	対応	48
2	避難対象地域	49
3	情報の入手及び伝達	50
4	箱根火山防災協議会の助言	51
5	住民等がとるべき行動	51
6	関係機関の応急活動	52

第6章 三次避難（避難所への避難）	55
第1 噴火警戒レベル1から5（水蒸気噴火）における三次避難	55
1 避難所への入所	55
2 自宅等への帰宅又は避難	56
第2 噴火警戒レベル4（マグマ噴火） 及び5（マグマ噴火）における避難	57
1 避難の順序	57
2 広域避難場所	57
第7章 避難終了後の対応	58
第1 避難所の管理及び運営	58
1 町内の避難所	58
2 町外の避難所	58
第2 救援物資、人材の受入	58
1 救援物資の受入及び配分	58
2 人材、ボランティア等の受入	58
第3 道路啓開の実施	59
第8章 避難計画の見直し	60
追記 箱根山に関する近況史	61

第1章 総論

第1 目的

本計画は、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合に、箱根町、宿泊施設、集客施設、学校等（以下「各種施設」という。）の管理者、自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）及び箱根山火山防災協議会が協力し、住民、通勤・通学者、観光客、登山者等（以下「住民等」という。）の命を守ることを目的とする。

第2 基本方針

- 住民、観光客等の命を守ることを最優先とする。
- 外国人観光客等を考慮し、多言語による情報伝達等に配慮する。
- 各種施設の管理者及び自治会等は、本計画を踏まえて避難マニュアルを策定する。

第3 避難計画の位置付け

1 箱根山（大涌谷）火山避難計画

本計画は、住民等の避難の方針及び避難の要領を示すものであり、各種施設及び自治会等が策定する避難マニュアルの基本となるものである。

計画は、発生が懸念される大規模な水蒸気噴火を想定した住民等の避難対応を中心に策定した。

2 箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル【別添資料1】

平成27年3月に箱根町及び箱根山火山防災協議会が策定したマニュアル。噴火警戒レベル1又は2発表時の、大涌谷園地における観光客等への情報伝達、避難誘導方法等について定めたものであり、本計画の噴火警戒レベル1及び2のマニュアルに当たる。

3 施設ごとの避難誘導マニュアル

本計画を受けて、箱根山が噴火した際に被災のおそれのある地域（以下「避難対象地域」という。）の各種施設が、利用者又は避難してきた者への情報伝達、避難誘導方法等について定めるものであり、本計画の噴火警戒レベル3、4（水蒸気噴火）、5（水蒸気噴火）及び5（マグマ噴火）のマニュアルに当たる。

4 地域ごとの避難誘導マニュアル

本計画を受けて、避難対象地域の自治会等が、住民等への情報伝達、避難誘導方法等について定めるものであり、本計画の噴火警戒レベル3、4（水蒸気噴火）、5（水蒸気噴火）及び5（マグマ噴火）のマニュアルに当たる。

【参考】

活動火山対策特別措置法の一部改正に関する法律（平成27年法律第52号）により、各種施設に対し、避難計画の作成・公表、これに基づく訓練及び町への報告が義務付けられた。

第4 避難の対象とする火山現象

火山噴火や活動活発化に伴って発生する火山現象には、直接生命に影響を及ぼす噴石や火砕流、広範囲に社会生活に影響を及ぼす降灰などがあり、このような火山現象が観測された場合には、気象庁から噴火警報が発表される。箱根町長は状況に応じて速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するものとする。

1 噴石

① 短時間で飛来する大きな噴石

- ・ 噴火により、火口近傍には無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に被害を与える。
- ・ 火口から吹き飛ばされる直径数十cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、火口から弾道を描いて飛来し、短時間で落下していく。大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。到達範囲は火口から概ね2～4 km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散によって火口近傍で登山者等が死傷したり、建物が破壊されるなどの被害が発生している。
- ・ 噴火警戒レベル等を活用した事前の避難が必要である。また、突発的な噴火が発生した場合には、火口近くでは、直ちに火口から離れるとともに、建物や岩陰に隠れる必要がある。

② 風の影響を受けて遠方まで飛来する小さな噴石

- ・ 比較的小さな噴石は火口から10 km以上遠方まで風に流されて降下する場合もある。また、噴出してから地面に降下するまでに数分～数十分かかる。小さな噴石でもあたりどころが悪ければ、人命にかかわる。噴火に気付いた場合、屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。



写真 1 浅間山の噴石（気象庁提供）

2 火砕流

「火砕流」は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100km/h を超えることもある。このため発生を確認してから、避難をしても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。高温の火砕流は、本計画ではマグマ噴火の時に発生するものと想定している。



写真 2 雲仙岳の火砕流（気象庁提供）

3 火砕サージ

「火砕サージ」は火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度が薄いものであり、高速で流れ下るとい点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕流を本計画では「火砕サージ」とよぶ。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流とくらべて温度が低い、100℃近くになることもありうる。

4 降灰

「降灰」とは、噴煙によって巻き上げられた火山灰や、小さい噴石が上空から降る現象である。降灰によって命を落とす危険性は小さいが、呼吸器や眼などに影響を与える。降灰による火山灰の堆積は、交通への影響が大きく、スリップや視界不良など車の走行は危険な状態となる。さらに、火山灰が積もった地域では、農作物への影響や土石流又は泥流の発生が懸念される。



写真 3 三宅島の降灰（気象庁提供）

5 熱泥流・二次泥流（土石流）

「熱泥流」は、火山体の水（温泉）が火口から直接あふれ出し、土砂と混ざり合っ
て谷を流れ下るもので、流下地域は土砂に埋まり、橋などの構造物を破壊すること
もある。

「二次泥流（土石流）」は、山腹斜面に堆積した火山灰が、降雨により流されるこ
とによって発生する。また、流れに巨礫や樹木が巻き込まれ、大きな破壊力を持った
流れとなることがある。



写真 4 土石流被害を受けた家屋
（国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供）

6 斜面崩壊

火山活動の活発化に伴う山体膨張、地震及び小規模な爆発によって斜面が崩れることがある。

7 火山ガス

火山地域では、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

火山ガスによる健康への影響には個人差があり、特に喘息など呼吸器系疾患がある人は、僅かな濃度の火山ガスでも発作が起こることがあるので注意が必要である。

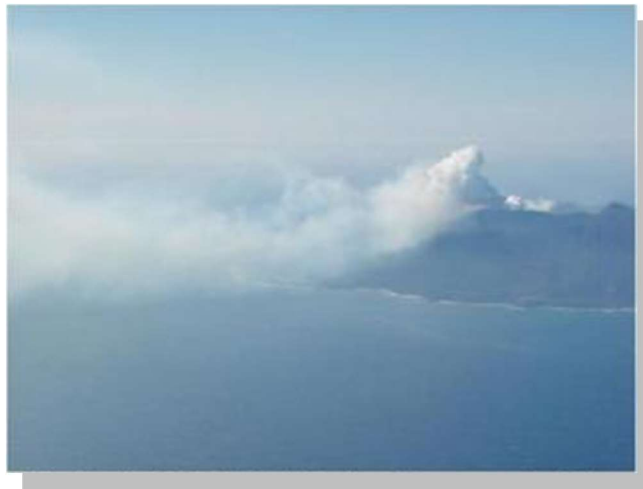


写真 5 三宅島の火山ガスを含む火山灰（気象庁提供）

第5 避難対象地域

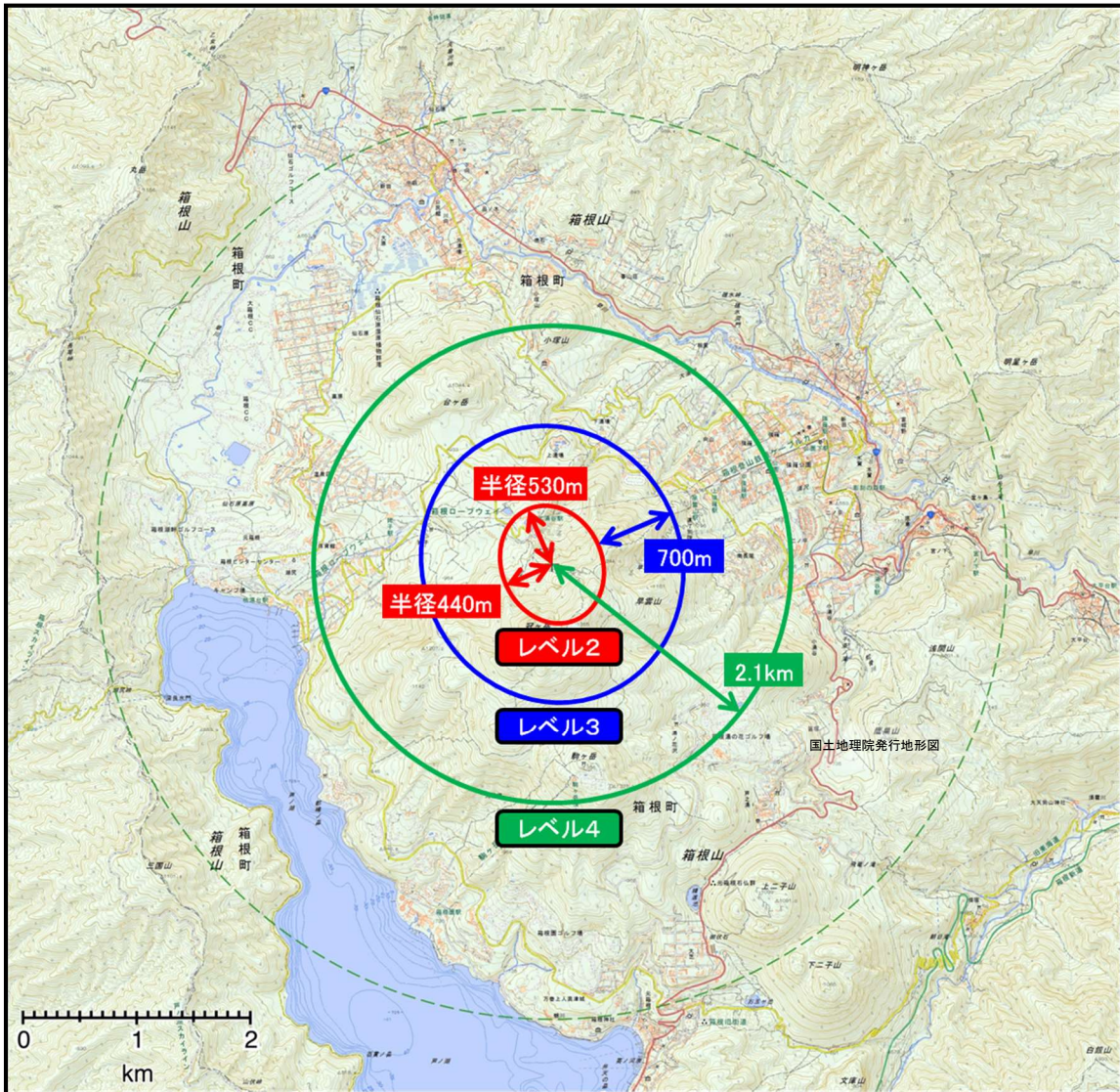


図 1 各噴火警戒レベルごとの避難対象地域図

【想定火口域】

噴火警戒レベル導入時（H21.3）に設定した
大涌谷周辺（半径 440m～530m）の楕円のエリア

表 1 噴火警戒レベルごとの避難対象地域

噴火警戒レベル	避難対象地域	設定の根拠
レベル2 【赤色実線】	大涌谷周辺 (半径 440m~530m)の楕円のエリア (想定火口域)	・噴火警戒レベル導入時(H21.3)に設定した想定火口域
レベル3 【青色実線】	想定火口域の端から 700m(半径 1,140m ~1,230m)の楕円のエリア	・初速度 110m/s(小規模噴火)で噴石飛距離をシミュレーションした結果
レベル4・5 【緑色実線】	想定火口域の中心から 半径 2.1km の正円のエリア	・想定火口域の端で水蒸気噴火した場合であっても最低限の安全を確保できる範囲を設定するため、想定火口域(噴火警戒レベル2)の距離に、箱根火山防災マップ(H21.3 修正版)における、噴石が落下する可能性のある範囲(1,500m)を加算 $530m + 1,500m = 2,030m$ $\div 2 = 2,100m$ (安全方向に切り上げ)
レベル5 (マグマ噴火) 【緑色破線】	想定火口域の中心から 半径 4km の正円のエリア	・一般に、岩塊が風の影響を受けずに到達する水平距離は、4kmを超えることは少ないとされていること、また、火砕流のシミュレーションにおいても4kmを超えない
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベル2の楕円エリア 半径 440m~530m は、噴火警戒レベル導入時(H21.3)に設定した想定火口域を精微に図測したものの。 ○ 噴火警戒レベル3の楕円エリア 半径 1,140m~1,230m は、想定火口域に噴石の飛距離のシミュレーション結果(700m)を加算したものの。 ○ 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)及び5(水蒸気噴火)の正円 半径 2.1km を正円としたのは、今後、住民等が避難を行う上で基準となるラインであることから、2.1km の楕円に及び範囲を現地で個々に特定することは技術的に困難であり、混乱を生じることを考慮し、受け手の分かり易さを重視し、正円とした。 		

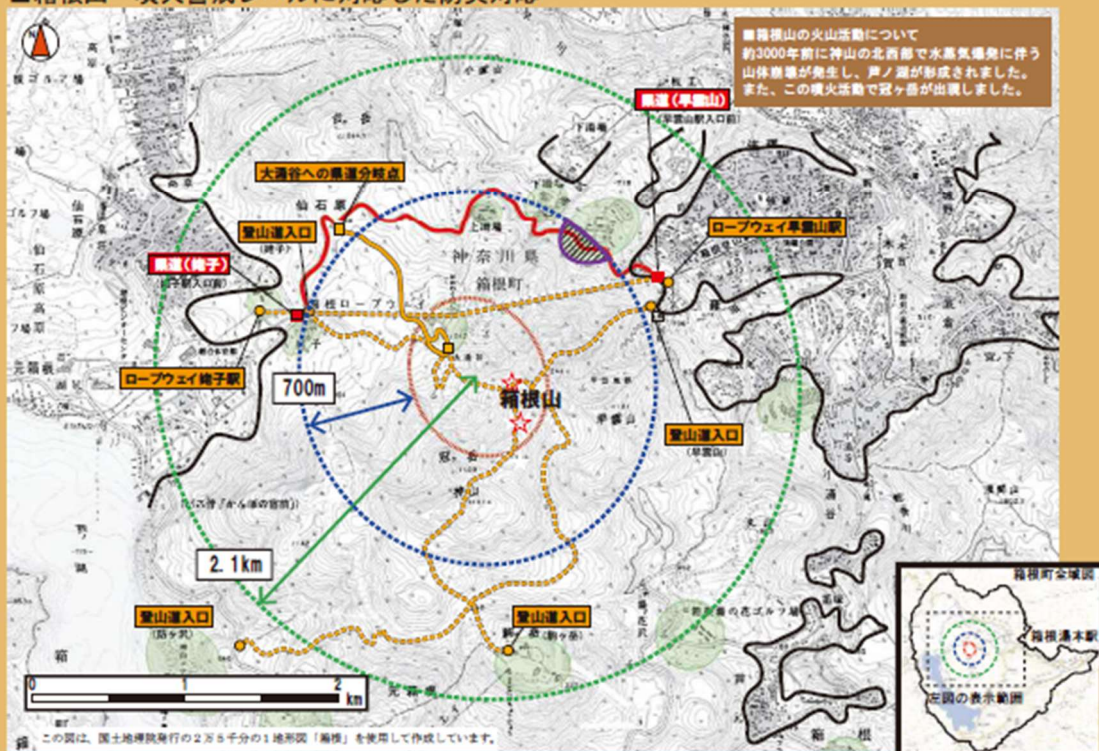
箱根山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



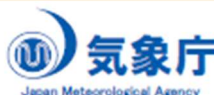
■箱根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞
- レベル5（避難）：危険な居住地域（）からの避難等。
 - レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域（）での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口に近いため、箱根町はこの段階で避難指示を発令。
 - レベル3（入山規制）：想定火口域の端から約700m（）以内の立入禁止。県道（）は通行できません。
 - レベル2（火口周辺規制）：想定火口域（）周辺の立入禁止。県道（）、登山道等（）は通行できません。
 - レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域（）内への立入規制等。
- ：規制道路 ：居住区域 ：過去の火口
：登山道、ロープウェイ ：安全対象施設 ：想定火口域
：特定地域
- この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。
 ■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。
 ■特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。



本特字は、植物インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター

TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>

■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999

<https://www.data.jma.go.jp/yokohama/>

口箱根町総務防災課 TEL: 0460-85-9562



平成21年3月31日運用開始
平成29年6月14日改定

箱根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 過去事例 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし ●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 過去事例 12~13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> ●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 過去事例 有史以降の事例なし ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2001年6~10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 過去事例 1966年6~7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9~11月：一時的な地震の増加 2013年1~2月：一時的な地震の増加

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※箱根町はレベル4の段階で避難指示を発令します。

※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示を発令します。

※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については

箱根町にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>



図 2 気象庁の箱根山噴火警戒レベル

第6 避難の考え方（原則）

1 避難の方法（三段階避難）

(1) 一次避難

避難対象地域内にいるときに噴火が発生した場合は、状況に応じ、自らの判断で、直ちに直近の鉄筋コンクリート製の建造物に避難する。建造物内では、安全を確保しやすい火口の反対側の部屋若しくは地上階より地下階又は二階より一階の部屋に退避する。該当する建造物がないときには、コンクリート塀、電柱の影等、地形及び地物を利用し、身の安全を確保できる場所に退避する。この行動を「一次避難行動」という。

(2) 二次避難（避難対象地域外への避難）

一次避難場所から避難対象地域外へ避難する（以下「二次避難行動」という。）ことをいい、原則として車両による避難を行う。

箱根町長は、火山活動の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難の開始を判断し、防災行政無線等で避難情報を伝達し避難を促す。

○ 各種施設

各種施設は、各種施設が策定するマニュアルに従い、原則として各種施設、施設利用者、従業員等が保有する車両で避難対象地域外の二次避難場所へ避難する。ただし、現有車両で住民等を搬送できない場合は、箱根町に搬送車両の応援を求める。

○ 自治会等

自治会等は、自治会等が策定するマニュアルに従い、原則として住民等の車両で避難対象地域外の二次避難場所へ避難する。ただし、現有車両で住民等を搬送できない場合は、箱根町に搬送車両の応援を求める。

なお、降灰、噴石等の影響により車両が通行できない場合は、原則として屋内退避を継続する。

(3) 三次避難（箱根町内の被災していない地域又は小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町（以下「2市7町」という。）への避難）

二次避難場所に集まった避難者は、箱根町が用意するバス等に乗車し避難所へ移動する。安全かつ迅速な避難行動を行わなければならないことから、避難所への移動は原則としてバスとする。

避難対象地域に居住していない通勤・通学者、観光客、登山者、施設の従業員等又は避難所に入らない住民は、箱根町が用意するバス等に乗車し、二次避難場所から主要な鉄道の駅（小田原駅、御殿場駅等）へ移動し帰宅等する。

【災害発生時における安否確認】

○ 一次避難《要救助者数の把握》

各種施設及び自治会等は、一次避難（退避）している避難者を確認（住所、氏名、生年月日、性別、負傷の部位、連絡先、避難所への避難の有無等）し、安否確認リスト（別添様式）を箱根町に報告する。

警察、消防等の関係機関は、孤立している避難者から通報があったとき、同様の安否確認リストを作成し、定期的に箱根町に提供する。

○ 二次避難《避難者数の把握》

箱根町は、二次避難場所において、各種施設及び自治会等から安否確認リストを受領又は安否確認リストを作成する。

各種施設は、一次避難で各種施設が把握し安否確認リストに掲載した避難者について、私有車両で帰宅した避難者の安否の確認を行い箱根町に報告する。

自治会等は、一次避難で自治会等が把握し安否確認リストに掲載した住民以外の避難者について、避難者の安否の確認を箱根町に依頼する。

○ 三次避難《避難状態にある者の把握》

箱根町は、避難者の増減、移動等を可能な限り把握し、随時更新することで、救出救助や避難所の運営等に活用する。なお、避難所に入る住民及び避難所に入らない住民の安否確認リストを別々に作成する。

※ 情報の共有

箱根町は、集約した安否確認リストについて、応急活動に必要な県、県警察、消防等の関係機関に提供する。また、安否確認リストは、関係機関間の情報共有を図るため、同一の様式を用いる。

2 突発的な噴火に伴う避難 屋内退避+車両による避難

(1) 一次避難

住民等は、突発的な噴火が発生した場合、一次避難行動をとり、身の安全を確保する（箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で避難指示の発令を伝達する。）。施設の従業員等は、施設の利用者や観光客等を誘導する。

(2) 二次避難開始指示

箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で伝達する。

(3) 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難する。

(4) 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集結した住民等を、町が用意するバス等で避難所又は鉄道駅へ移動させる。

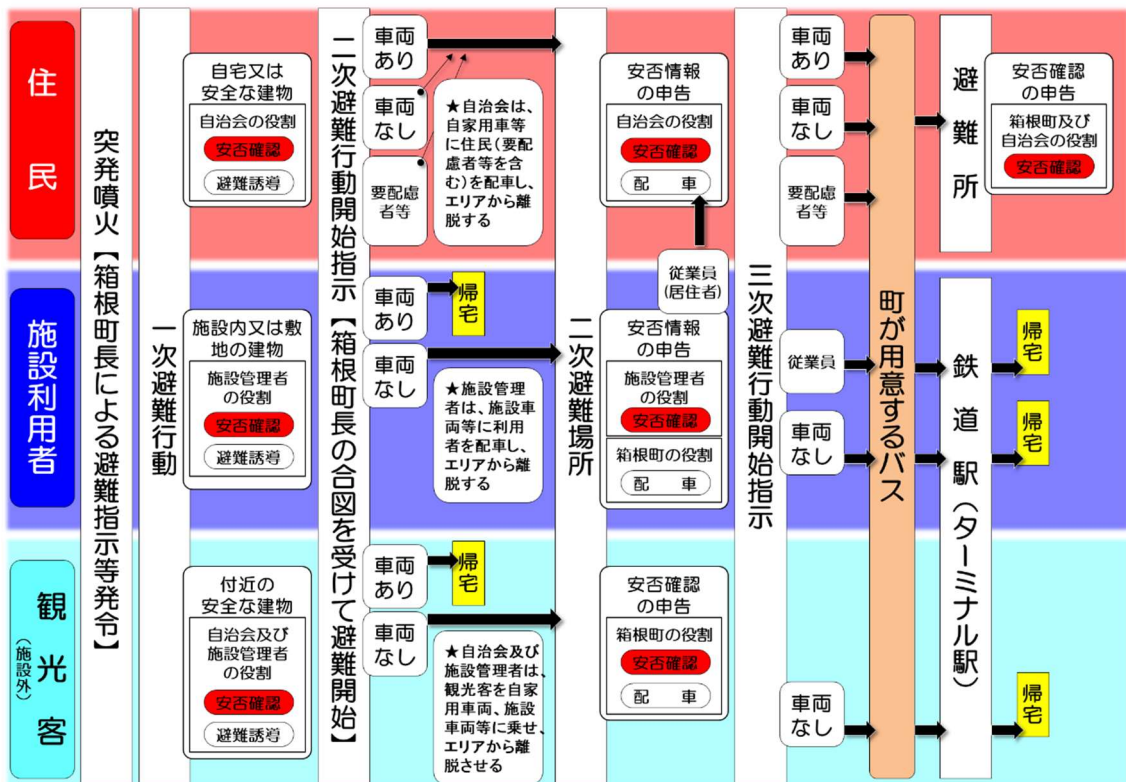


図 3 突発的な噴火に伴う避難要領チャート図

3 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難（噴火していない状態） 車両による避難

(1) 二次避難開始指示

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達する。

(2) 二次避難

住民は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとる。

住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱する。

(3) 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所・鉄道駅へ移動させる。

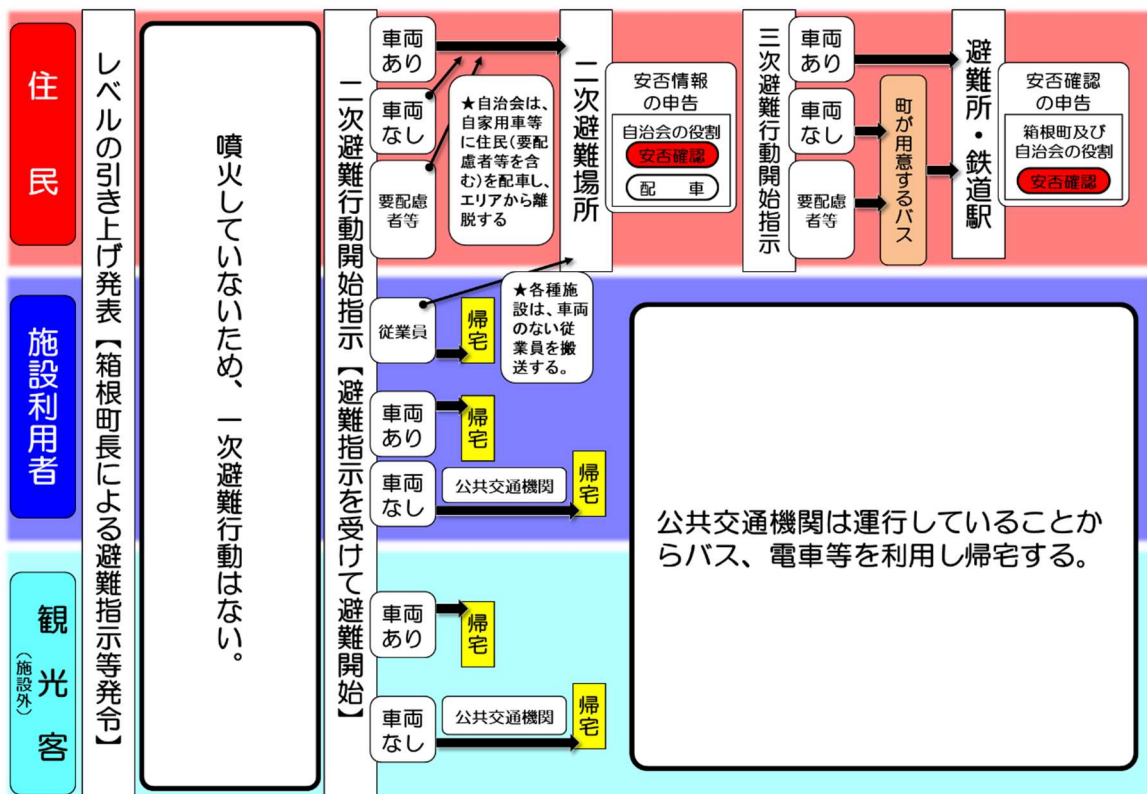


図 4 レベル引き上げに伴う避難要領チャート図

第2章 平常時の備え

第1 観測・監視体制

1 観測・監視の実施

温泉地学研究所及び気象庁は、地震計による地震活動の観測など、箱根山火山活動の観測・監視を行う。また、山体の変形をいち早く正確に把握するため、傾斜計、GNSS等による観測を行う。さらに、表面現象を把握するため、地温及び火山ガスの観測を行う。観測した結果は、ホームページ等を通じて公開する。

2 緊急時の対応

(1) 温泉地学研究所

温泉地学研究所は、頻繁な火山性地震が観測されたときなど、一定規模以上の火山活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析及び「地震活動（観測・注意）情報」の作成を行う。また、気象庁、横浜地方気象台、神奈川県危機管理防災課、箱根町等関係機関等に連絡を行い、緊急時の対応を行う。

(2) 気象庁

気象庁は、火山性地震の多発など火山活動に変化が認められた場合には、火山機動観測班による現地調査を行い、適切に火山の状況に関する解説情報や噴火警報等を発表する。

3 火山噴火予知連絡会等との連携

温泉地学研究所及び気象庁は、火山噴火予知連絡会等に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。

第2 訓練の実施

箱根町は、関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的とした訓練を、個別又は連動させて実施する。

訓練の実施に当たっては、介護福祉施設、在宅介護者、高齢者など、要配慮者等に配慮したものとする。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

1 情報受伝達訓練

箱根町は、箱根山火山防災協議会等と連携し、住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難指示等の情報受伝達訓練を実施する。

2 避難誘導訓練

箱根町は、箱根山火山防災協議会等と連携し、住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難誘導訓練を実施する。

3 図上訓練

箱根町は、各種施設及び自治会の関係者等、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

4 避難所開設及び運営訓練

箱根町は、関係機関と連携し、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の避難所の開設及び運営訓練を実施する。

5 帰宅困難者対策訓練

箱根町は、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

6 安否確認訓練

箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、住民等を対象とした安否確認訓練を実施する。

第3 火山防災意識の啓発

平成27年の火山活動で明らかになったように、特に小規模な水蒸気噴火の場合、噴火の前兆は、必ずしも捉えられるわけではない。また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、火口に居住地域が近接しており、火口が観光名所になっているという箱根山の特徴の理解を促し、住民、観光客等一人一人に正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

1 県民等への防災知識の普及

箱根山火山防災協議会の構成機関は、防災に関する集客イベント、キャンペーン等において、県民が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発を行う。特に、登山者に対しては、携帯ラジオ、携帯電話、無線機等、入山（登山）中の火山の活動に関する正しい情報（噴火速報、噴火警報等）を入手できる手段を備えるよう啓発する。

【参考】

活動火山対策特別措置法の一部改正に関する法律（平成27年法律第52号）により、登山者に火山情報の収集、連絡手段を確保することが義務付けられた。

2 観光客等への防災知識の普及

箱根町は、観光協会、各種団体等の関係機関と連携し、各地で開催される観光イベント等において、火山活動等に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。

3 児童、生徒等への防災知識の普及

箱根町は、教育委員会等を通じ、児童及び生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

4 講演会・研修会の開催

県及び箱根町は、気象庁、横浜地方気象台、温泉地学研究所等と連携し、住民、事業者、各種施設及び自治会等に、火山活動等に関する正しい情報を提供するため、講演会等を開催する。

5 家庭での防災意識の醸成

箱根町民は、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の連絡先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常持出袋の確認、家具の転倒防止器具の取付け確認、家の中の安全な場所の確認等を行う。

箱根町民は、箱根町及び自治会等が開催する災害に関する訓練、講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難要領等の習熟に努める。

第3章 火山活動が活発化した場合の防災対応

第1 火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化

1 温泉地学研究所による観測・監視の強化

(1) 観測及び調査結果の連絡

温泉地学研究所は、定期的に「地震活動（観測・注意）情報」を作成し、箱根山火山防災協議会の構成員、火山活動の各種対応に関係する機関等と情報を共有する。

(2) 初動体制の強化

温泉地学研究所は、夜間及び祝休日における火山活動の活発化に備え、緊急参集体制を構築する。

(3) 観測及び調査

温泉地学研究所は、気象庁火山機動観測班及び他の研究機関等と連携・共同し、各種観測及び調査の体制を強化する。

2 気象庁による観測・監視の強化

(1) 機動観測班の派遣

気象庁は、火山活動が活発になった場合、現地に火山機動観測班を派遣し、観測及び調査に当たる。

(2) 監視の強化

避難対象地域に町の許可を得た者が時間を定めて立ち入る場合、気象庁は、監視体制を強化して立ち入りの支援を行う。

(3) 温泉地学研究所との協力

気象庁は、温泉地学研究所と協力し、現地の観測及び調査を強化するほか、データの共有、解析、検討等を行う。

第2 情報の伝達

1 火山活動の情報の伝達

箱根町は、必要に応じ、防災行政無線等により、多言語（日本語、英語、中国語及び韓国語）で火山活動の状況の伝達を行う。

表 2 避難が必要な噴火を観測

観測事象	広 報 文
避難が必要な噴火を観測	① 住民等に影響のある噴火 避難、避難。建物内に避難してください。噴火しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し） ② 住民等に影響の少ない噴火 避難、避難。火口から離れる方向に避難してください。噴火しました。（繰り返し）
避難が必要な地震を観測	避難、避難。建物内に避難してください。大きな地震を観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し）
避難が必要な異常噴気を観測	① 住民等に影響のある異常噴気 避難、避難。建物内に避難してください。異常噴気を観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し） ② 住民等に影響の少ない異常噴気 避難、避難。火口から離れる方向に避難してください。異常噴気を観測しました。（繰り返し）
避難が必要な火山ガスを観測	避難、避難。建物内に避難してください。危険な火山ガスを観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し）

2 避難情報の発令

箱根町は、防災行政無線等により、多言語（日本語、英語、中国語及び韓国語）で高齢者等避難、避難指示の伝達を行う。

表 3 避難情報の発令

内 容	広 報 文
高齢者等避難	《火山活動の情報の後に伝達》 避難準備、避難準備。火山活動に伴い、高齢者等避難を発令します。
避難指示	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴い、避難指示を発令します。

※高齢者等避難

高齢者等の「等」には、障害のある方やこどもなど、避難に時間を要する方や、避難に支援が必要な方などが含まれます。

高齢者等以外の人にも必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。

※避難指示

危険な場所から「全員避難」となります。

第3 箱根山火山防災協議会、コアグループ会議等の開催

箱根町は、火山活動が活発化した場合、箱根山火山防災協議会又はコアグループ会議（以下「箱根山火山防災協議会等」という。）を開催し、専門家からの説明と助言を求めるとともに対策を協議する。ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合、個別に説明と助言を求めるものとする。

1 箱根山火山防災協議会

箱根山火山防災協議会は、神奈川県及び箱根町の地域防災計画に基づき、箱根山の火山災害に備え、箱根山近隣の市町、県及び関係機関が平時から情報の共有を図るとともに、箱根山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究及び噴火時の避難について共同で検討を行うことにより、事前対策及び迅速・的確な初動対応につなげる。

また、所掌事務についての連絡調整及び事前協議等を行うため幹事会を置いて協議する。

2 コアグループ会議

箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、箱根山火山防災協議会は、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者によるコアグループ会議を置く。また、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

3 その他会議

上記会議の他、箱根山火山防災協議会に助言を行うことを目的に以下の協議を行う。

(1) 大涌谷周辺安全対策検討部会

箱根山火山防災協議会幹事会の下に、国、自治体及び大涌谷周辺事業者を中心とした大涌谷周辺の安全対策に関する協議を行う。

(2) 火山ガス安全対策専門部会

コアグループ会議の下に、学識者を中心とした大涌谷周辺の火山ガスの安全対策に関する協議を行う。

第4 箱根山火山防災協議会から箱根町への助言

1 応急対策活動について

箱根山火山防災協議会は、火山活動の活発化に伴い必要となる各種災害応急対策について、関係機関相互の情報の共有を図り、各種災害応急対策の主体となる箱根町に助言し、連携して対応に当たる。

2 避難対象地域への立入許可について

火山活動が活発な状況における避難対象地域への立ち入りの判断基準及び方針については、原則として箱根山火山防災協議会等において協議し、その可否、方法、許可条件等について箱根町に助言する。箱根町長は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、避難対象地域又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に基づき箱根町長が設定する警戒区域への立ち入りの可否を決める。

3 立入禁止の措置について

警戒区域の設定に伴う周辺道路の立入禁止措置については、原則として箱根山火山防災協議会等において協議し、関係機関の役割、規制手順、規制の継続方法等について箱根町に助言する。箱根町長は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、県警察及び道路管理者と連携して立入禁止の措置を実施する。

○ 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

箱根町長は、地域の住民等を保護するために特に必要があると認めるとき、その目的上必要な区域を定めて、警戒区域を設定する。

2 警戒区域設定の効果

箱根町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

3 運用

町は、設定した警戒区域への立入許可を行うに当たり、危険が伴うおそれがあると判断した場合、原則として箱根山火山防災協議会の助言を受けることとする。

第5 箱根町長による意思決定及び避難指示等の発令

箱根町長は、入手した情報、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、避難又は避難準備を決定するとともに、高齢者等避難、避難指示を発令し、住民等に迅速に周知するとともに、関係機関と連携して円滑に避難行動へ移行させる。

第4章 突発的な噴火に伴う避難

住民等は、噴火警戒レベルにかかわらず、突発的な噴火を認知した場合、避難行動を開始する。

箱根町長は、突発的な噴火を認知した場合、気象庁の噴火警戒レベルの引き上げを待たず、その噴火の規模に応じて避難するエリアを指定し、避難指示を発令する。

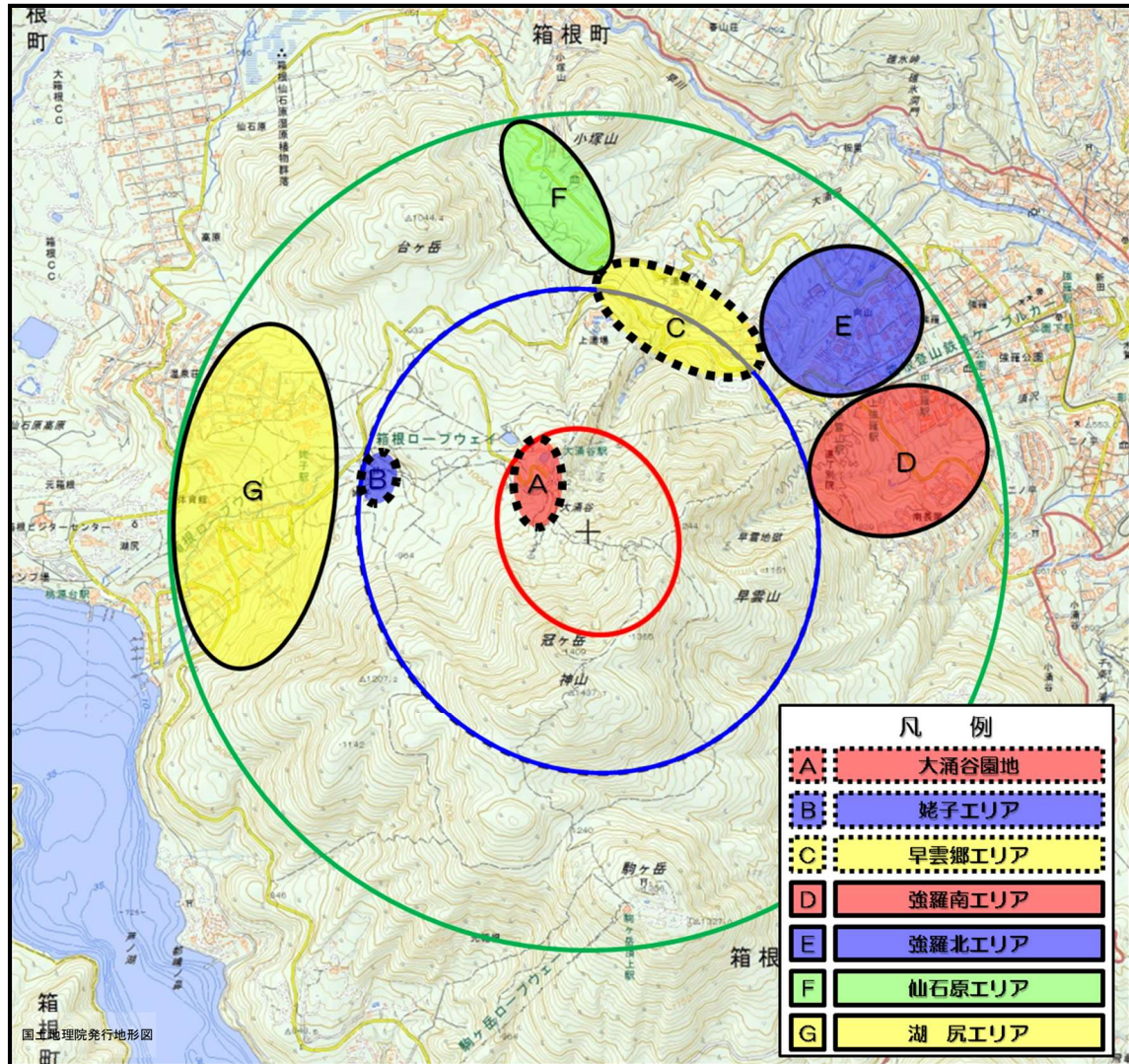


図 5 避難エリア分割図

第1 情報の入手及び伝達

箱根町は、突発的な噴火を認知した場合、箱根山火山防災協議会等の助言を待たず、噴火の発生と避難指示の発令を伝達する。

1 関係機関への情報伝達

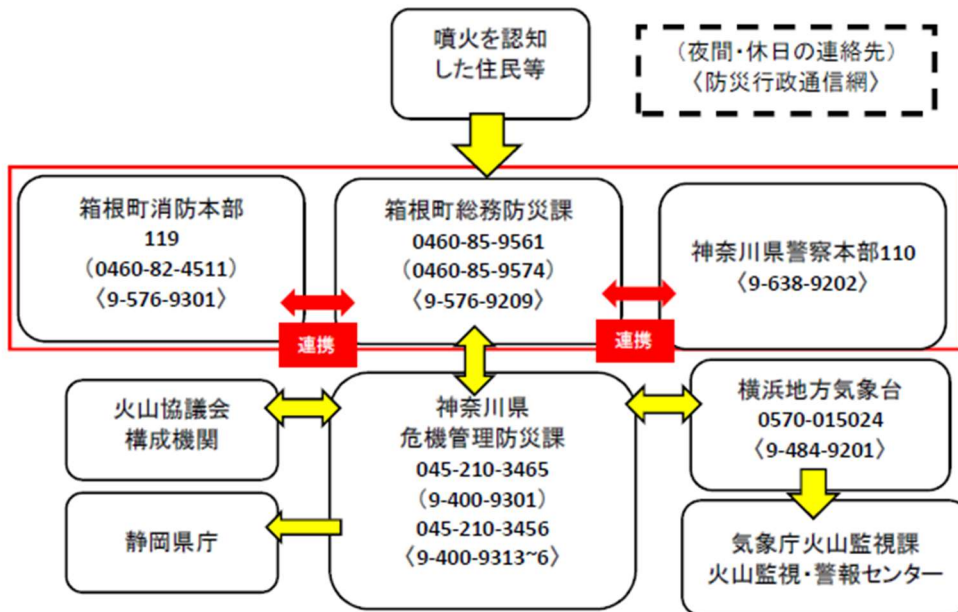


図 6 突発的噴火時の情報伝達チャート図

- (1) 噴火に起因すると思われる異常事態を認識した場合、直ちに引率担当監視員・同行監視員は、無線により大涌谷園地監視責任者に異常事態が発生したことを速やかに一報する。
- (2) 異常事態発生の一報を受けた大涌谷園地監視責任者は、現場における臨機の避難誘導措置を講じるとともに、速やかに箱根町（防災対策室）と箱根消防に異常事態の発生を電話で一報する。
- (3) 一報を受けた箱根町は、横浜地方気象台及び神奈川県温泉地学研究所と情報の確認を行った後、神奈川県（危機管理防災課）に異常事態発生を一報し、関係機関への連絡及び関係機関の連携した対応への協力を依頼する。
- (4) 現場の避難誘導開始後できるだけ速やかに、箱根町は神奈川県警察及び神奈川県小田原土木センター等に連絡し、通行止め等の措置に必要な情報の伝達を相互に行う。

2 避難対象地域に滞在する住民等への情報伝達

箱根町は、箱根町長が指定する避難対象地域に滞在する住民等に対し、防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両広報等のあらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表及び避難指示の発令を伝達する。

第2 避難行動

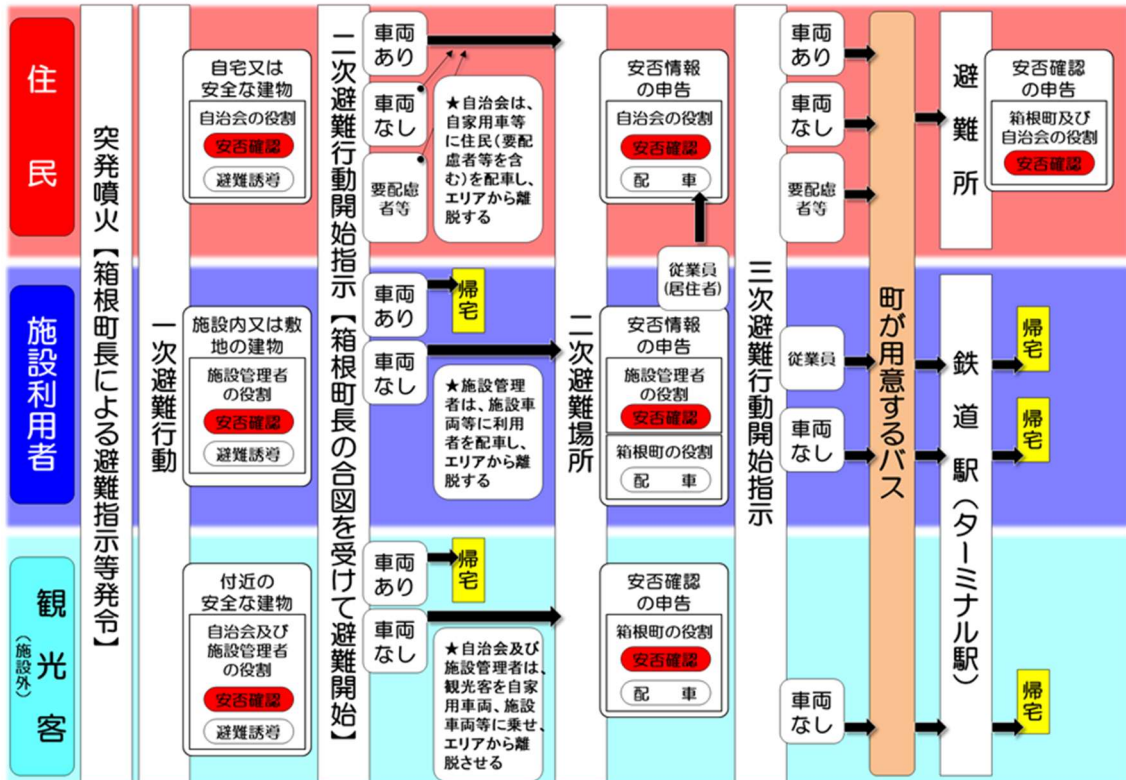


図 7 突発的な噴火時の避難行動チャート図

1 一次避難 (屋内退避)

(1) 大涌谷周辺にいる住民等

住民等は、箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等誘導マニュアルの避難要領により、一次避難行動をとる。

(2) 上記以外にいる住民等

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導若しくは自らの判断で一次避難行動をとる。

表 4 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（一次避難）

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を招集する。 ・ 災害対策本部を設置する。 ・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。 ・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。 ・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、屋内退避等の一次避難の指示を伝達する。 ・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。 ・ 関係機関と連携し、避難誘導の準備に当たる。 ・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 ・ ボランティアセンターの設置を依頼する。 ・ 避難対象地域外に避難所の開設準備をする。 ・ 2市7町への避難所の開設準備を県とともに依頼する。 ・ 住民等を搬送するバスを手配する。 ・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者及び付近の住民等に一次避難行動をとらせる。 ・ 一次避難後の安否確認を行う。 ・ 大涌谷三叉路の入場規制（夜間休日等県で対応できない場合）
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近の住民等に一次避難行動をとらせる。 ・ 一次避難後の安否確認を行う。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部を設置する。 ・ 現地災害対策本部を設置する。 ・ 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。 ・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。 ・ 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。 ・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。 ・ 大涌谷三叉路の入場規制
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県警察災害警備本部を設置する。 ・ 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導の準備に当たる。 ・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。 ・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防警備本部を設置する。 ・ 消火活動を行う。 ・ 救急搬送を行う。 ・ 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導の準備に当たる。 ・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。

自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 知事の災害派遣要請を受け部隊を派遣する。 各種初動対応の準備に当たる。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 避難ルートに使用する道路を啓開する。

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

2 二次避難（避難対象地域外への避難）

(1) 大涌谷園地施設内において退避している住民等

住民等は、箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等誘導マニュアルに従い、関係機関の誘導により二次避難行動をとる。

(2) 上記以外で待避している住民等

ア 降灰、噴石等による道路交通への影響が認められないとき
各種施設及び自治会等の車両により二次避難行動をとる。

イ 降灰、噴石等による道路交通への影響が認められるとき
原則として屋内退避を継続し、警察等の救出救助部隊による避難誘導を待つ。

表 5 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（二次避難）

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域内にいる住民等に二次避難行動開始の指示を発令する。 早雲郷別荘地内の避難対象地域外の施設に避難を説得する。説得に応じない場合は、避難対象地域内に進入しないよう指示する。 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を伝達する。 避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。 所要の態勢を整え、避難誘導、避難場所の設営等に当たる。 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。 自治会等から引き継いだ観光客等の安否確認を行う。 ボランティアセンターの設置を依頼する。 避難対象地域外に避難所を設置する。 関係機関と連携し、避難誘導に当たる。 2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。 住民等を搬送するバスを手配する。 避難ルートに使用する道路を啓開する。

箱根町	<ul style="list-style-type: none"> 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町の二次避難行動開始の合図を受けて、車両のない住民等を各種施設の車両で二次避難場所へ移動する。 二次避難後の安否確認を行う。 住民を自治会に引き継ぐ。 住民以外の避難者を箱根町に引き継ぐ。 各種施設から車両で帰宅した観光客等の安否確認を行う。 避難対象地域に居住している従業員を自治会等に引き継ぐ。
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町の二次避難開始の合図を受けて、住民を車両に乗り合わせ、二次避難場所へ移動させる。 二次避難後の安否確認を行う。 住民以外の観光客等を箱根町に引き継ぐ。 住民以外の安否確認リストを箱根町に引き継ぐ。 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。
県	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。 現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。 避難ルートに使用する道路を啓開する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
県警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。 関係機関と連携し、二次避難対応に当たる。 関係機関と連携し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。

箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動を行う。 救急搬送を行う。 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。 関係機関と連携し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を伝達する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 各種初動対応に当たる。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 避難ルートに使用する道路を啓開する。

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

表 6 二次避難場所への避難ルート

避難範囲	避難対象地域	避難ルート	二次避難場所	
狭  広	ハル 2	A:大涌谷周辺 県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場	
	ハル 3	B:早雲郷エリア	県道 734 号→ 国道 1 号 (県道 723 号) → 国道 138 号→	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
		C:姥子エリア	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
	ハル 4 ・ ハル 5	D:強羅南エリア	県道 723 号→国道 1 号 →国道 138 号	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
		E:強羅北エリア	駅下通り→県道 723 号 →国道 138 号→	
		F:仙石原エリア	県道 733 号→	仙石原公民館
		G:湖尻エリア	(姥子)県道 735 号→県道 75 号→ (温泉荘)県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考： 各エリアの位置は、P 24 図 5 を参照

3 三次避難（避難所への避難若しくは帰宅）

二次避難場所に避難した住民等は、箱根町が用意するバス等に乗車し、町内外の避難所又は主要な鉄道駅に移動する。避難ルートは、第6章第1参照。

表 7 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（三次避難）

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に入る住民を搬送する。 自宅等に帰宅する避難者を主要駅に搬送する。 避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。 関係機関と連携し、避難誘導に当たる。 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。 自治会等から引き継いだ観光客等の安否確認を行う。 ボランティアセンターの設置を依頼する。 避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> 各種施設から車両で帰宅した観光客等の安否確認を行う。
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。
県	<ul style="list-style-type: none"> 2市7町に開設する避難所の調整を行う。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
県警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動を行う。 救急搬送を行う。 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 各種初動対応に当たる。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。

道路管理者	<ul style="list-style-type: none">噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。
国交省	<ul style="list-style-type: none">土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

第5章 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難

第1 噴火警戒レベル1・2

箱根町長は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合又は噴火警戒レベル1において火山活動が活発化し、火口周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、想定火口域に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

【避難対象地域】

噴火警戒レベル2の避難対象地域

<大涌谷周辺（半径 440m～530m）の楕円のエリア>



図 8 大涌谷周辺の施設

(カッコ内は、大涌谷園地の一次避難場所の収容可能人数)

1 初動対応

箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり

2 避難誘導

箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり

表 8 噴火警戒レベル1・2における二次避難ルート

一次避難場所	避難ルート
大涌谷周辺	→県道735号→県道75号→芦ノ湖キャンプ村及び前駐車場

第2 噴火警戒レベル3

1 対応

箱根町長は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合又は居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合は、想定火口域の端から約700m（半径1,140m～1,230m）の範囲に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

また、想定火口域の中心から2.1kmの範囲の要配慮者等は、状況により避難準備又は避難をする。（P43 図13 参照）

2 避難対象地域

【避難対象地域】

噴火警戒レベル3の避難対象地域

<想定火口域の端から700m（半径1,140m～1,230mの楕円のエリア）>

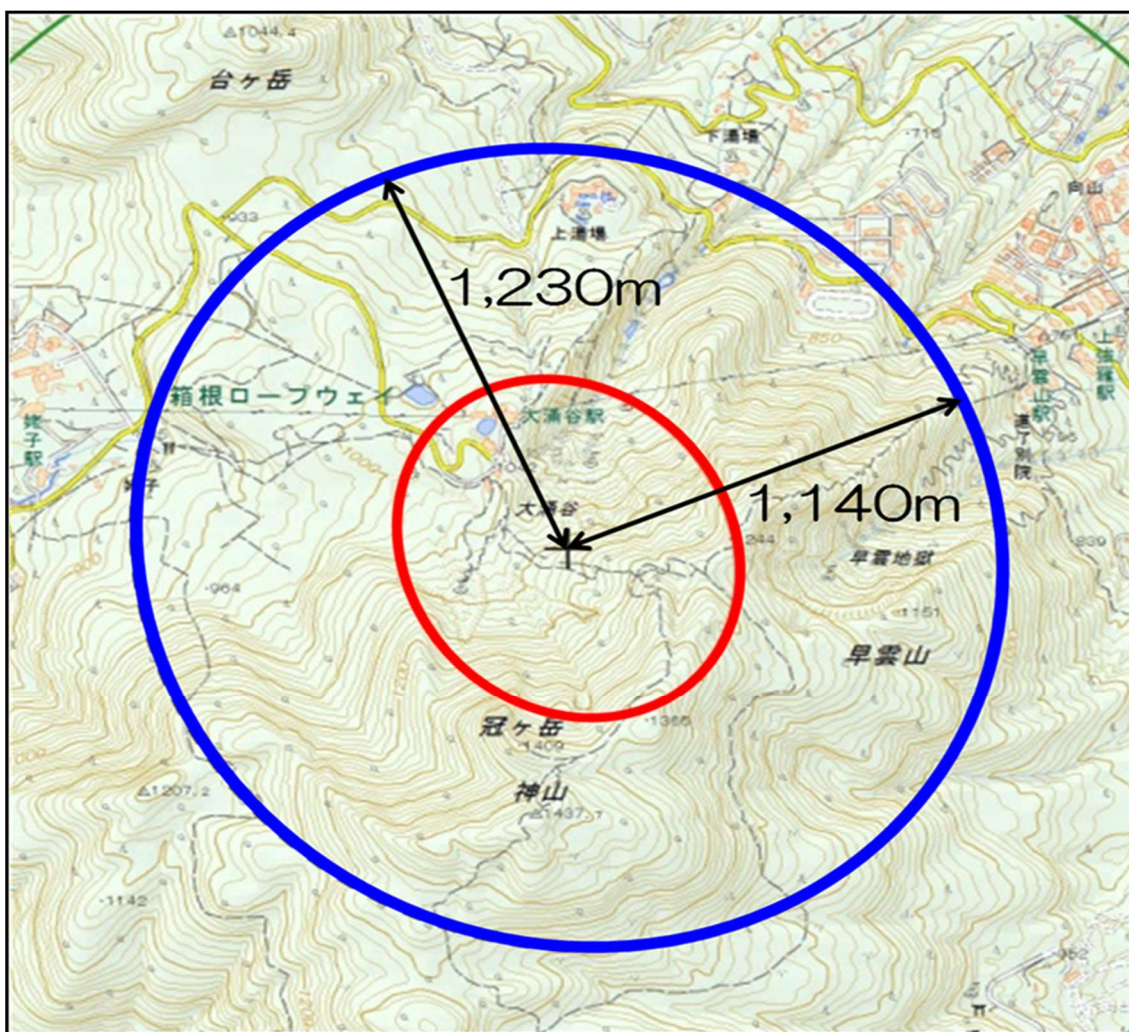


図9 噴火警戒レベル3の避難対象地域（青色実線）

表9 噴火警戒レベル3における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
大涌谷周辺	大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
早雲郷エリア	早雲山上・上湯・下湯バス停周 辺	箱根町老人福祉センター やまなみ荘
姥 子エリア	姥子温泉秀明館	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

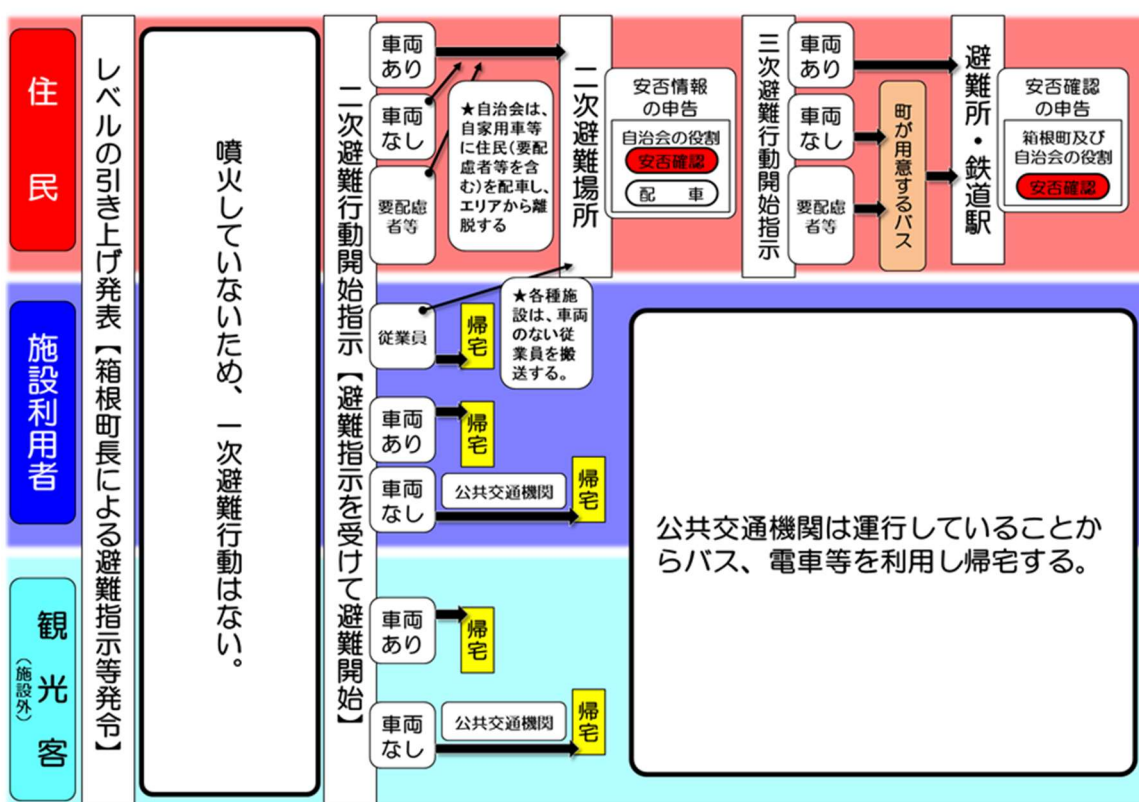


図 10 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

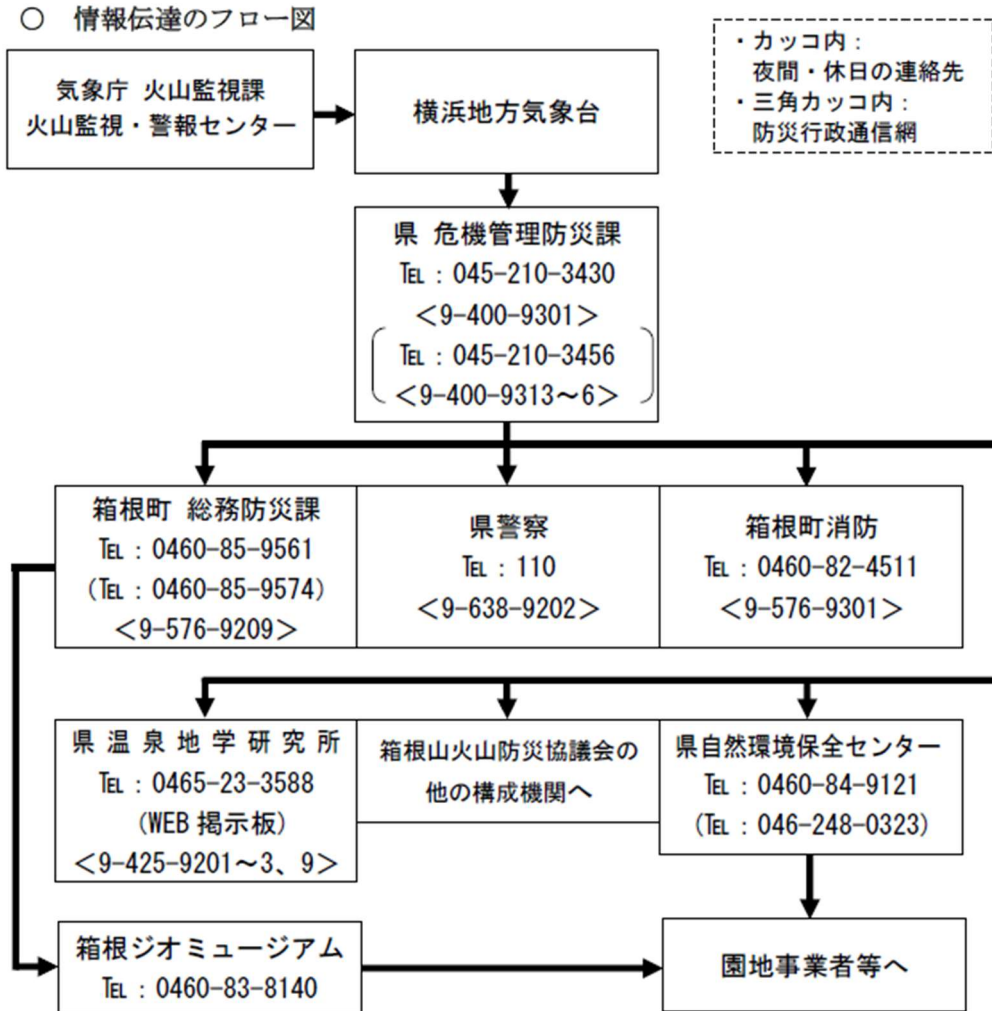


図 11 噴火警戒レベル引き上げ時の情報伝達チャート図

4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合、所要の防災措置を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難、関係機関が実施した防災対応等の確認及び情報共有を行う。

5 住民等がとるべき行動

(1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

(2) 要配慮者等

噴火警戒レベル3の避難対象地域に居住する要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、各種施設、自治会等の支援を受け、選定された施設等に速やかに避難する。また、噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）の避難対象地域に居住する要配慮等は、避難の準備を行う。

6 関係機関の応急活動

表 10 噴火警戒レベル3における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> • 想定火口域から 700m 以内にいる住民等に避難指示を発令する。 • 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、避難指示の発令を伝達する。 • 所要の態勢を整え、避難対象地域において避難誘導を実施する。 • 入山規制を実施する（場合により、災害対策基本法第 63 条第 1 項「警戒区域の設定」の適用を検討・実施する。）。 • 県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 • 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 • 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。 • 住民等の安否確認を行う。 • 避難対象地域外に避難所を開設する。 • 避難ルートに使用する道路を啓開する。 • 想定火口域の中心から 2.1km の範囲に居住する要配慮者等に高齢者等避難を発令する。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> • 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。 • 避難完了した住民等の安否確認を行う。
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> • 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。 • 避難完了した住民等の安否確認を行う。 • 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。
県	<ul style="list-style-type: none"> • 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。 • 情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。 • 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約する。 • 避難ルートに使用する道路を啓開する。

<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。 • 箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 • 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 • 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。 • 住民等の避難誘導を行う。
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。

第3 噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）

1 対応

箱根町長は、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合又は居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は噴火すると予想される（可能性が非常に高まってきている）場合は、想定火口域の中心から2.1kmの範囲に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

要配慮者等は、速やかに避難対象地域外の避難所等に避難する。

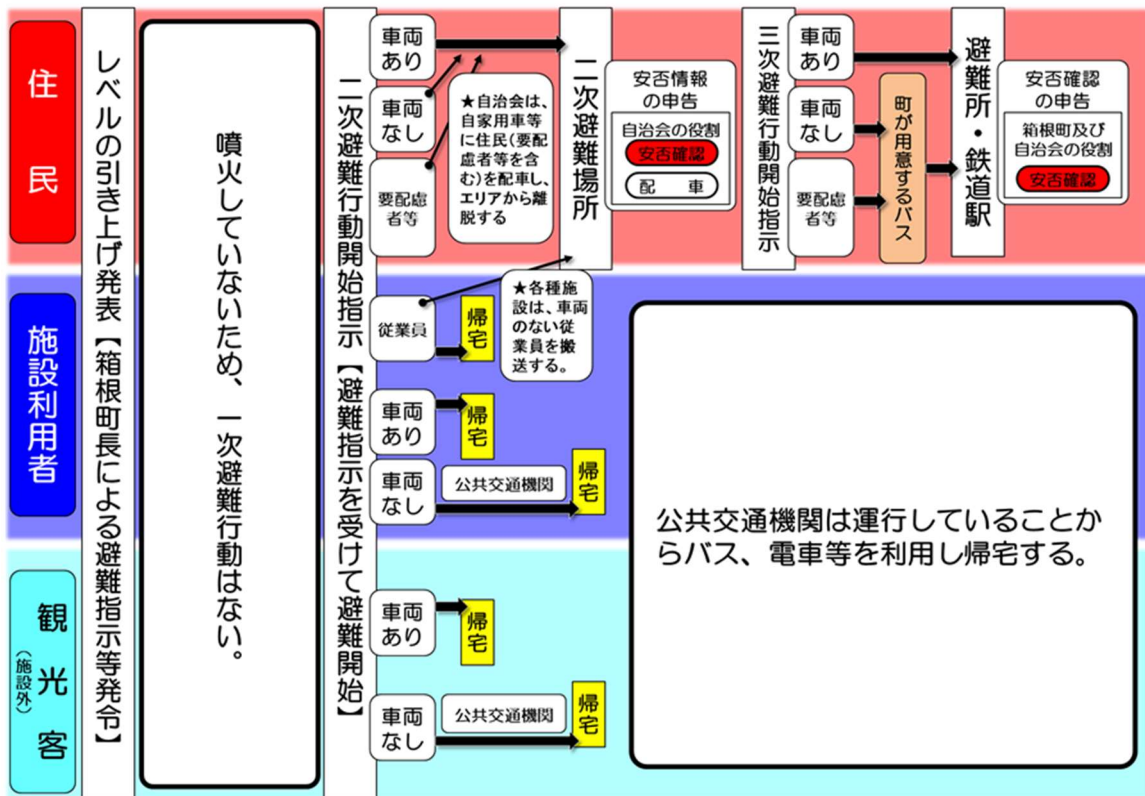


図 12 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

2 避難対象地域

【避難対象地域】
噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）の避難対象地域
〈想定火口域の中心から半径 2.1km の正円のエリア〉

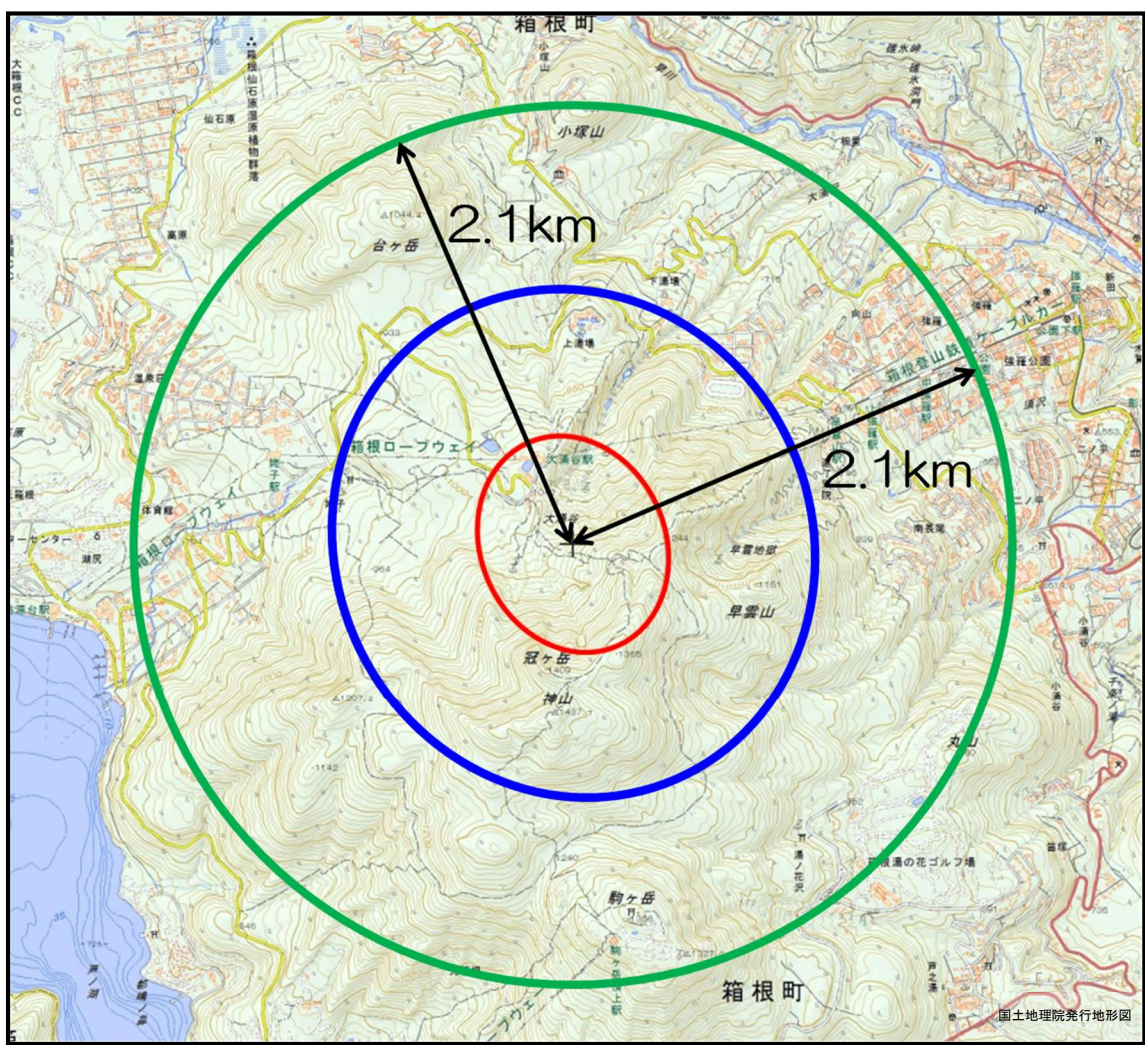


図 13 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)の避難対象地域（緑色実線）

表 11 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
大涌谷周辺	大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
早雲郷エリア	早雲山上・上湯・下湯バス停周辺	宮城野浄水センター
姥子エリア	姥子温泉秀明館	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
強羅南エリア	強羅自治会、二ノ平自治会	宮城野浄水センター
強羅北エリア	強羅自治会	
仙石原エリア	仙石原自治会及び下湯場自治会	仙石原公民館
湖尻エリア	温泉荘自治会、湖尻自治会及び姥子自治会	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考 避難対象地域の詳細な場所は、地域ごとの避難マニュアルに示す。

3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

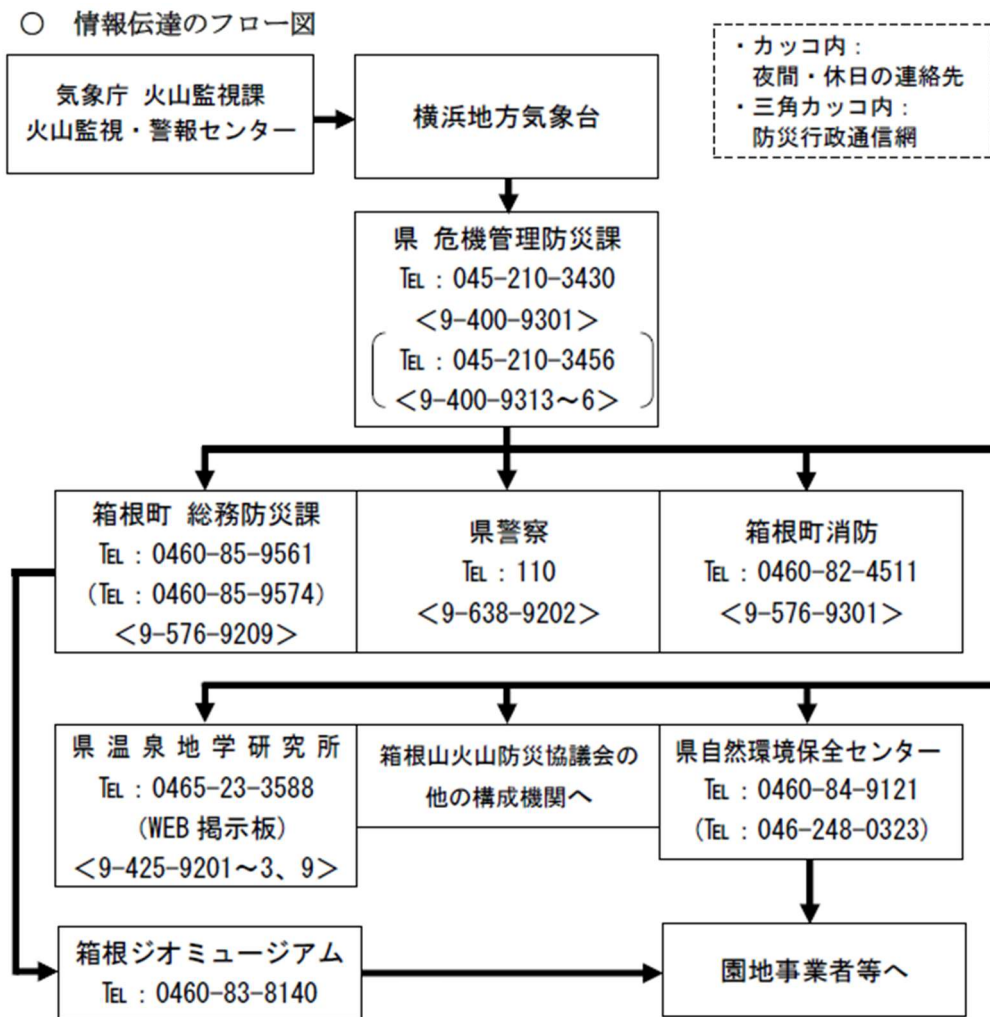


図 14 噴火警戒レベル引き上げ時の情報伝達チャート図

4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を発表した場合、所要の防災措置を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難など関係機関が実施すべき防災対応の確認及び情報共有を行う。

5 住民等がとるべき行動

(1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

(2) 要配慮者等

要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、各種施設、自治会等の支援を受け、箱根町又は要配慮者等が入所している施設が指定する施設等に速やかに避難する。

○ 事前避難の呼び掛け

箱根町は、火山活動の状況に応じて、避難対象地域及びその外周付近に居住する町民に対し、可能な限りあらかじめ避難対象地域外に避難するように呼び掛ける。

表 12 二次避難場所への避難ルート

避難対象地域	避難ルート	二次避難場所
A:大涌谷周辺	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
B:姥子エリア	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
C:早雲郷エリア	県道 734 号→国道 1 号（→県道 723 号）→ 国道 138 号→	宮城野 浄水センター （前段階としてやま なみ荘を活用）
D:強羅南エリア	県道 723・734 号→国道 1 号→	宮城野 浄水センター （前段階としてやま なみ荘を活用）
E:強羅北エリア	駅下通り→県道 723 号→国道 138 号→	
F:仙石原エリア	県道 733 号→	仙石原公民館
G:湖尻エリア	(姥子)県道 735 号→県道 75 号→ (温泉荘)県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考：各エリアの位置は、P24 図 5 を参照

6 関係機関の応急活動

表 13 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を招集する。 ・ 箱根町災害対策本部を設置する。 ・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。 ・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。 ・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表を伝達する。 ・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。 ・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 ・ 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・ ボランティアセンターの設置を依頼する。 ・ 避難対象地域外に避難所を開設する。 ・ 避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。 ・ 2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。 ・ 住民等を避難所・鉄道駅へ搬送するバス等の手配を行う。 ・ 避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。 ・ 所要の態勢を整え、避難場所の設営等に当たる。 ・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 ・ 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。 ・ 避難所に入る住民を搬送する。 ・ 関係機関と連携し、要配慮者等の避難を開始する。 ・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難開始前の安否確認を行う。 ・ 車両利用の観光客等を帰宅させる。 ・ 公共交通機関利用の観光客を帰宅させる。 ・ 避難対象地域に居住している従業員を避難させる。 ・ 各種施設から帰宅した観光客等の安否確認を行う。 ・ 各種施設は、休業、休館等の措置を講じる。

<p>自治会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難開始前の安否確認を行う。 住民を自家用車に相乗りさせ、二次避難場所へ移動させる。 要配慮者等の避難を支援する。 二次避難後の安否確認を行う。 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部を設置する。 現地災害対策本部を設置する。 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。 災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。 現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。 2市7町に開設する避難所の調整を行う。 避難ルートに使用する道路を啓開する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県警察災害警備本部を設置する。 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防警備本部を設置する。 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。

<p>自衛隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知事の災害派遣要請を受け、部隊を派遣する。 各種初動対応に当たる。 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 避難ルートに使用する道路を啓開する。
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

第4 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）

マグマ噴火は、火山活動の観測によりその噴火を予測することが可能であるとされている。また、大規模な水蒸気噴火が発生し、噴火警戒レベル3以上の状態が継続したときにマグマの上昇が観測され、マグマ噴火の可能性が高まるとされている。このため、突発的なマグマ噴火については、学識者等の意見聴取を踏まえ検討していくこととする。

1 対応

気象庁又は温泉地学研究所がマグマ噴火のおそれがある現象を観測した場合、箱根町長は、居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火が発生又は発生するおそれがあると判断する場合、箱根山火山防災協議会の助言を踏まえ、想定火口域の中心から少なくとも半径4.0kmの範囲に避難指示を発令し住民等を避難させる。

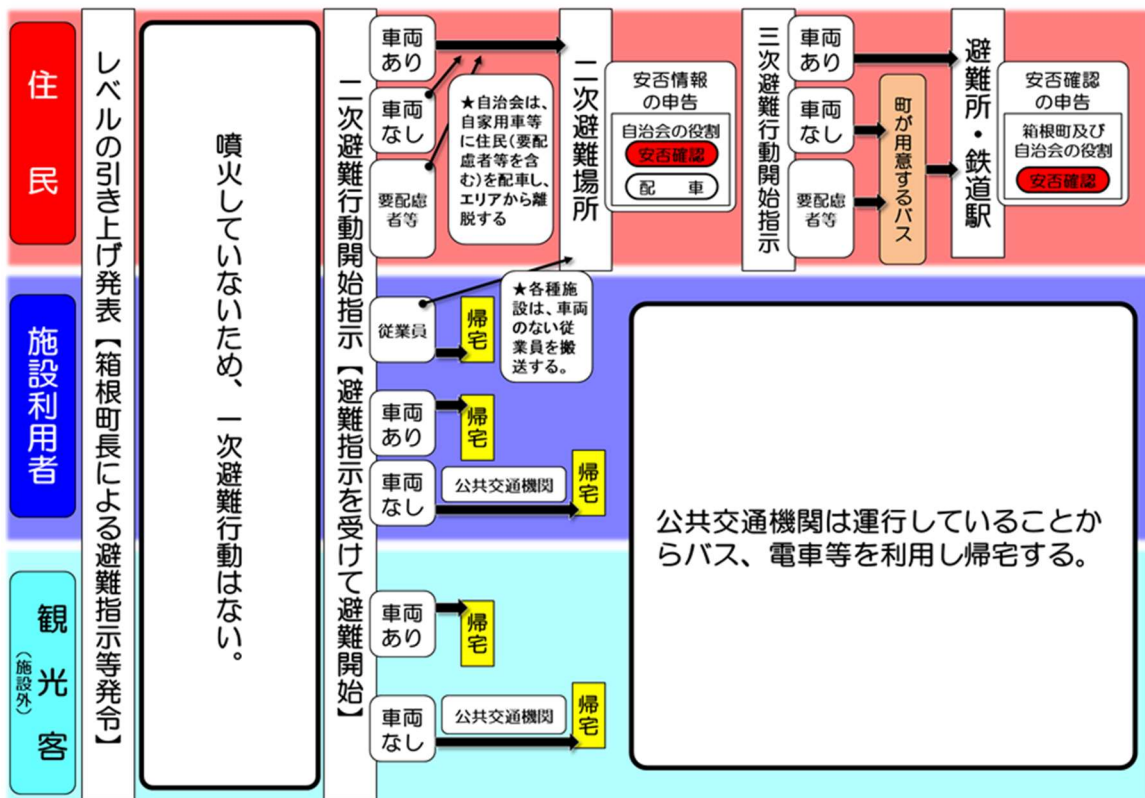


図 15 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

2 避難対象地域

【対象地域】
 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）の避難対象地域
 <想定火口域の中心から半径 4.0km の正円のエリア>

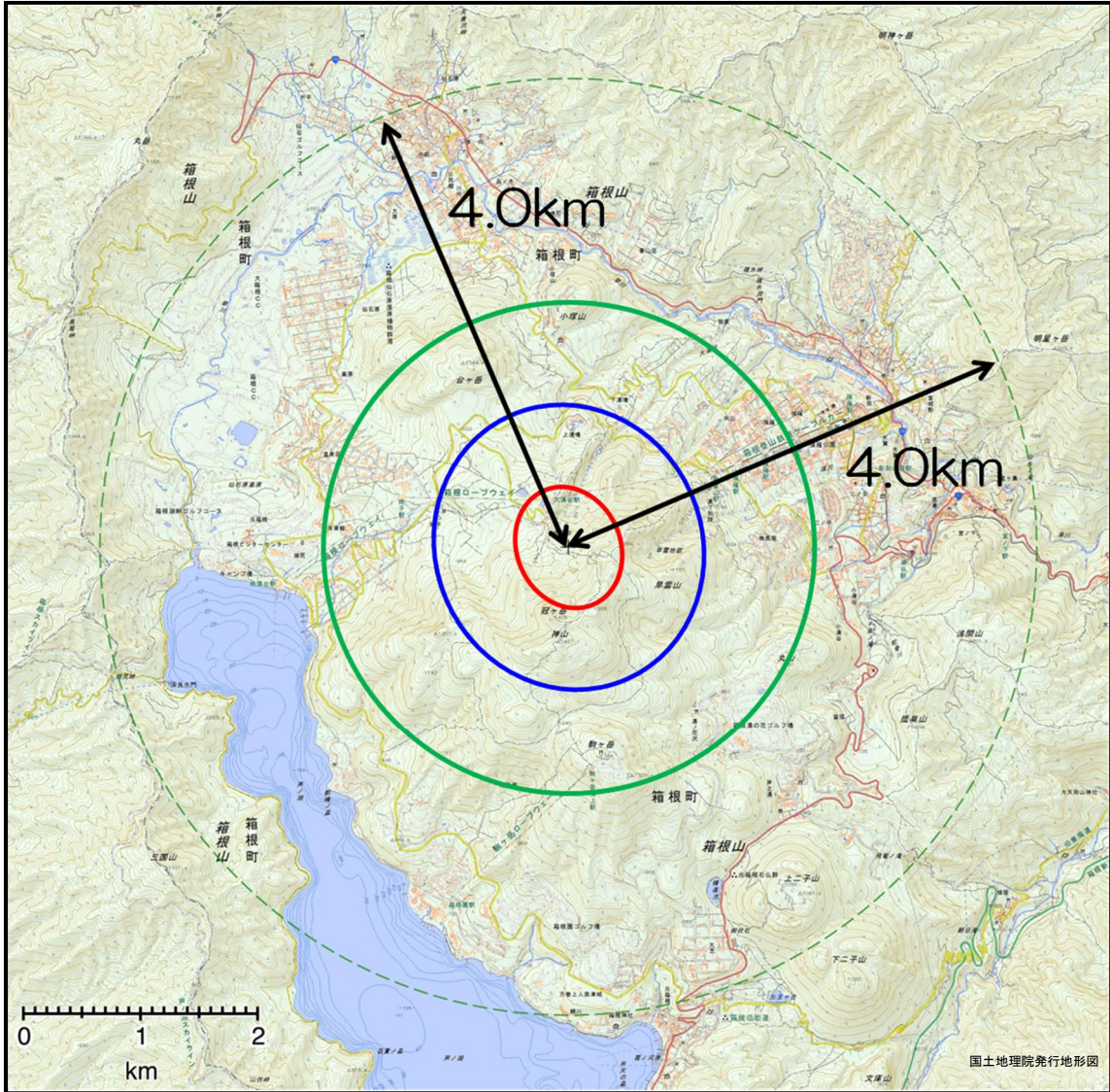


図 16 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)・5(マグマ噴火)の避難対象地域（緑色破線）

表 14 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)・5(マグマ噴火)における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
箱根町西部	箱根町の大平台以西及び屏風山以北	町東部の広域避難場所 町外の広域避難場所

3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が噴火警戒レベル4（マグマ噴火）又は噴火警戒レベル5（マグマ噴火）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

【参考】
気象庁は、警戒が必要な範囲が変わる場合には、噴火警報を発表する。

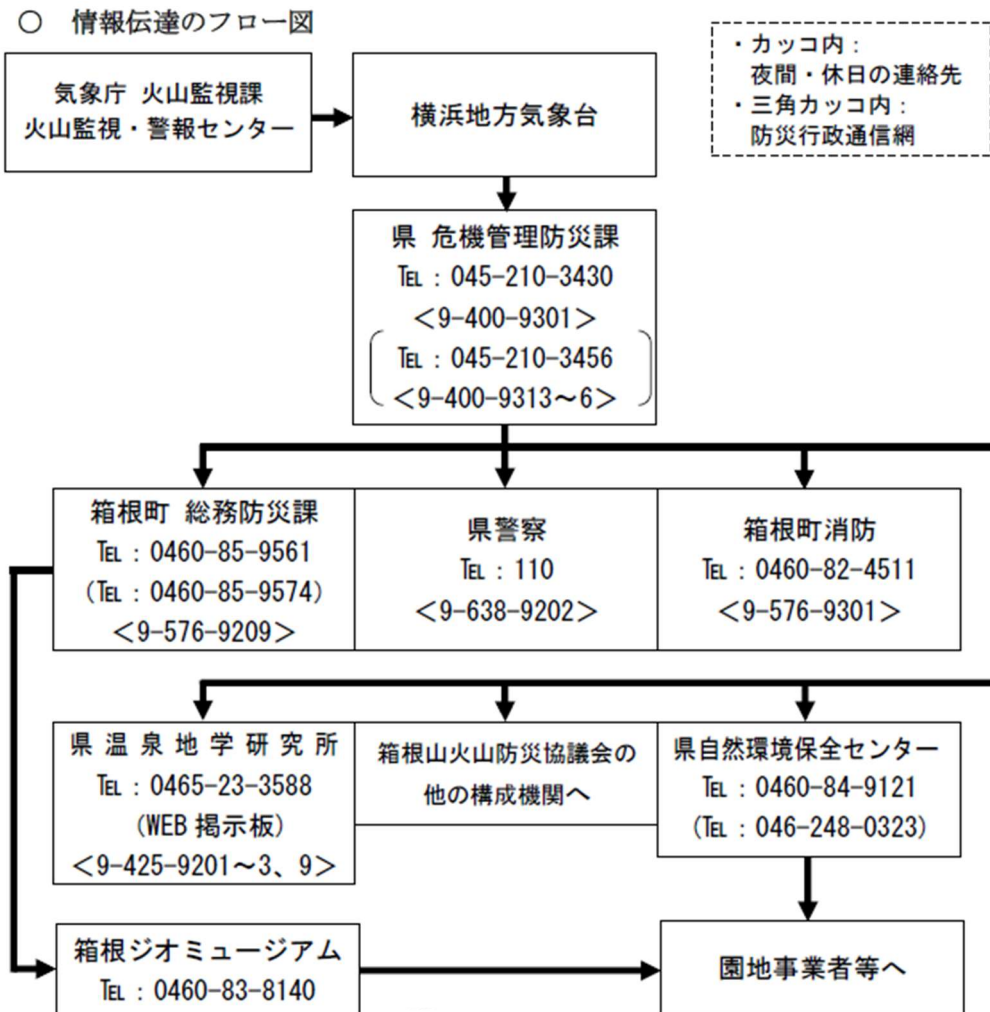


図 17 火山の状況に関する解説情報入手時の情報伝達チャート図

4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁がマグマ噴火に関する噴火警報（噴火警戒レベル4（マグマ噴火）又は5（マグマ噴火））を発表した場合、所要の防災対応を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難、関係機関が実施した防災対応等の確認及び情報共有を行う。

5 住民等がとるべき行動

(1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

(2) 要配慮者等

要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等の支援を受け、選定された施設等に速やかに避難する。

表 15 二次避難場所への避難ルート

一次避難場所	避難ルート
仙石原エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
強 羅エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
宮城野エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
元箱根エリア	→県道75号→国道1号→ターパ 仔→2市7町の広域避難場所
宮ノ下エリア	→国道1号→町東部の広域避難場所
小涌谷エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
二ノ平エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
芦之湯エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
箱 根エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所

備考1 地域別にエリアを選定

備考2 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

6 関係機関の応急活動

表 16 マグマ噴火のおそれがある場合における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を招集する。 ・ 箱根町災害対策本部を設置する。 ・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。 ・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。 ・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表を伝達する。 ・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。 ・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 ・ 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・ 避難対象地域に災害対策基本法第 63 条第 1 項「警戒区域の設定」を適用する。 ・ ボランティアセンターの設置を依頼する。 ・ 2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。 ・ 住民を避難所へ搬送するバスを手配する。 ・ 所要の態勢を整え、避難場所の設営等に当たる。 ・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 ・ 避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。 ・ 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。 ・ 避難所に入る住民を搬送する。 ・ 関係機関と連携し、要配慮者等の避難を開始する。 ・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難開始前の安否確認を行う。 ・ 車両利用の観光客等を帰宅させる。 ・ 公共交通機関利用の観光客を帰宅させる。 ・ 避難対象地域に居住している従業員を避難させる。 ・ 各種施設から帰宅した観光客等の安否確認を行う。 ・ 各種施設は、休業、休館等の措置を講じる。
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難開始前の安否確認を行う。 ・ 住民を自家用車に相乗りさせ、二次避難場所へ移動させる。 ・ 要配慮者等の避難を支援する。 ・ 二次避難後の安否確認を行う。 ・ 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。

<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部を設置する。 ・ 現地災害対策本部を設置する。 ・ 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。 ・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。 ・ 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。 ・ 災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。 ・ 現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。 ・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。 ・ 2市7町に開設する避難所の調整を行う。 ・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県警察災害警備本部を設置する。 ・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 ・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。 ・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 ・ 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防警備本部を設置する。 ・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。 ・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。
<p>自衛隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の災害派遣要請を受け部隊を派遣する。 ・ 各種初動対応に当たる。 ・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。

<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。 • 避難ルートに使用する道路を啓開する。
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生危険性を調査する。

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

第6章 三次避難（避難所への避難）

第1 噴火警戒レベル1から5（水蒸気噴火）における三次避難

箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合、箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、避難対象地域にいる住民等を二次避難場所へ誘導する。二次避難場所に集まった住民等は、避難対象地域外の自宅等に帰宅又は避難する者若しくは避難所に入る者に分けられ、町が用意するバス等で三次避難を行う。

噴石等の影響により車両の通行が困難な場合は、原則として屋内退避を継続するが、防災関係機関等の救出救助部隊による避難誘導が想定される。

1 避難所への入所

箱根町は、避難所に入る住民を勘案し、居住地域ごとに避難所を指定し搬送する。（避難所は神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」及び箱根町地域防災計画を参照）

- (1) 宮城野浄水センター（強羅南・北エリア）

表 17 宮城野浄水センターからの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道138号→国道1号→湯本地区 ②：→国道138号→国道1号→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道138号→国道1号→ターニク→2市7町 ②：→国道138号→国道1号→芦ノ湖スカイライン→箱根スカイライン→東名高速→2市7町

- (2) 仙石原公民館（仙石原エリア）

表 18 仙石原公民館からの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道138号→国道1号→湯本地区 ②：→国道138号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道138号→東名高速→2市7町 ②：→国道138号→芦ノ湖スカイライン→ターニク→2市7町

- (3) 芦ノ湖キャンプ村（湖尻エリア）

表 19 芦ノ湖キャンプ村からの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→湯本地区 ②：→県道 75 号→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→2市7町 ②：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根スカイライン→東名高速→2市7町

(4) 箱根町老人福祉センターやまなみ荘（早雲郷エリア）

早雲郷エリアの噴火警戒レベル 3 における二次避難場所として指定した「箱根町老人福祉センターやまなみ荘」は、同レベルにおいては避難所として使用する。

2 自宅等への帰宅又は避難

箱根町は、観光客、通勤・通学者等の避難対象地域に居住していない者及び避難所に入らない住民を主要な鉄道駅に搬送する。

(1) 宮城野浄水センター（強羅南・北エリア）

表 20 宮城野浄水センターからの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→国道 138 号→国道 1 号→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→国道 138 号→御殿場駅

(2) 仙石原公民館（仙石原エリア）

表 21 仙石原公民館からの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→国道 138 号→国道 1 号→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→国道 138 号→御殿場駅

(3) 芦ノ湖キャンプ村（湖尻エリア）

表 22 芦ノ湖キャンプ村からの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→箱根スカイライン→御殿場駅

第2 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）における避難

マグマ噴火発生時、箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、一次避難場所から箱根町東部又は2市7町の広域避難場所（二次避難場所）に避難させる。その後、避難住民を各エリアごとに各市町の避難所に入所させる。

1 避難の順序

表 23 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)及び5(マグマ噴火)における避難の順序

一次避難場所	避難の順序
仙石原エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
強 羅エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
宮城野エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
元箱根エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
宮ノ下エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
小涌谷エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
二ノ平エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
芦之湯エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
箱 根エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

2 広域避難場所

(1) 箱根町東部の広域避難場所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難場所（地）選定状況一覧表」を参照

(2) 2市7町の広域避難場所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難場所（地）選定状況一覧表」を参照

第7章 避難終了後の対応

第1 避難所の管理及び運営

箱根町は、避難所管理運営マニュアル【別添資料2】に従い町内の避難所を管理運営するほか、他の市町村（2市7町）に避難所の設置を依頼した場合は、連絡調整に当たる職員を派遣する（災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定）。

1 町内の避難所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」及び箱根町地域防災計画を参照

2 町外の避難所

箱根町は、町内の避難所において避難住民を収容することができなくなった場合は、県と調整し、町外の避難所に避難住民を収容する。なお、他の市町村に避難所の設置を依頼した場合は、箱根町職員を派遣し、町と避難所の連絡調整に当たらせる。

（町外の避難所は、神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」を参照）

第2 救援物資、人材の受入

箱根町は、災害に伴う協定等に基づき受け入れる救援物資、全国からの支援物資、ボランティア等の人材の受け入れについて窓口を設定し、円滑な受領・配分体制を確立する。

1 救援物資の受入及び配分

箱根町は、職員及びボランティア等を活用し、救援物資、支援物資等の受領、集積、配分及び配送を円滑に行う。

2 人材、ボランティア等の受入

箱根町は、箱根町ボランティアセンター設置・運営マニュアル【別添資料3】に従い、ボランティア等の人材の受け入れについて社会福祉協議会に一元管理等を依頼し、その活動について秩序の維持を図る。

第3 道路啓開の実施

県、箱根町及び道路管理者は、人命救助、救援物資輸送、ライフライン復旧等の応急活動に必要な道路啓開を実施する。

第8章 避難計画の見直し

本計画は、平成27年の箱根山の観測史上最も活発な火山活動を受けて、箱根山火山防災協議会において緊急的に大規模な水蒸気噴火を想定した避難方法を中心にとりまとめたものを平成30年度に修正した後、令和3年度の自然研究路を再開した際に修正を行った。

今後も、新たに判明した事実や学識者の意見聴取など最新の知見を取り入れ、避難対象地域の見直しのほか、さらに大規模な噴火（マグマ噴火）を想定した対応の詳細について箱根山火山防災協議会で検討の上加筆していくこととする。

また、引続き本計画に沿った実践的な避難訓練等を繰り返し実施し、有効性の検証を行い、必要により避難計画の見直しを行っていく。

追記

箱根山に関する近況史

- 平成 26 年 7 月 4 日 箱根山火山防災協議会設立（事務局箱根町）
- 平成 26 年 9 月 27 日 御嶽山噴火被害の発生
- 平成 27 年 4 月 26 日 箱根山の地震活度が活発化
- 平成 27 年 5 月 6 日 噴火警戒レベルを 2 に引き上げ
- 平成 27 年 6 月 29 日 気象庁の機動観測班がごく小規模な噴火を確認
- 平成 27 年 6 月 30 日 噴火警戒レベルを 3 に引き上げ
周辺の交通規制、避難区域の避難措置を実施
- 平成 27 年 7 月 3 日 箱根町が警戒区域を設定
- 平成 27 年 8 月 24 日 箱根町が警戒区域を一部変更（早雲山別荘地の解除）
- 平成 27 年 8 月 26 日 箱根山火山防災協議会を開催（事務局箱根町）
「避難計画」を策定
- 平成 27 年 9 月 11 日 噴火警戒レベルを 2 に引き下げ
- 平成 27 年 9 月 14 日 箱根町が警戒区域を縮小
- 平成 27 年 10 月 30 日 箱根ロープウェイ（桃源台～姥子）の一部再開
- 平成 27 年 11 月 20 日 噴火警戒レベルを 1 に引き下げ
- 平成 27 年 12 月 活動火山対策特別措置法の改正
- 平成 28 年 2 月 22 日 国が「改正活動火山対策特別措置法」に基づいて県、箱根町を「火山災害警戒地域」に指定
- 平成 28 年 2 月 23 日 「改正活動火山対策特別措置法」に基づき県が主体となる
箱根山火山防災協議会を設置
- 平成 28 年 3 月 9 日 第 1 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 28 年 4 月 23 日 箱根ロープウェイ（姥子～大涌谷）の運転を再開
- 平成 28 年 7 月 26 日 箱根町が避難指示を解除
箱根ロープウェイ（全線）再開、大涌谷園地一部再開
- 平成 29 年 2 月 7 日 第 2 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 29 年 7 月 10 日 県が地域防災計画（風水害等災害対策計画）を修正
- 平成 30 年 2 月 20 日 第 3 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 30 年 2 月 27 日 箱根町地域防災計画を修正
- 平成 31 年 2 月 箱根山（大涌谷）火山避難計画、大涌谷周辺の観光客等の
避難誘導マニュアル、大涌谷周辺への立入規制マニュアルの修正
- 令和元年 5 月 19 日 噴火警戒レベルを 2 に引き上げ
- 令和元年 5 月 20 日 令和元年度（臨時）第 1 回箱根山火山防災協議会
- 令和元年 10 月 7 日 噴火警戒レベルを 1 に引き下げ
- 令和元年 11 月 13 日 箱根山火山防災協議会を開催（書面開催）
- 令和元年 11 月 15 日 大涌谷園地一部再開（自然研究路等を除く）
- 令和 2 年 2 月 20 日 箱根山火山防災協議会を開催

- 令和2年 4月7日 新型コロナウイルス感染症対策 政府の緊急事態宣言
- 令和2年 4月10日 (緊急事態宣言を受けて) 箱根ロープウェイの運休停止
- 令和2年 4月29日 (緊急事態宣言を受けて) 大涌谷園地の閉鎖 (4.22 通知)
- 令和2年 5月30日 大涌谷園地の再開 (5.25 通知)
- 令和3年 3月30日 箱根山火山防災協議会を開催 (書面開催)
- 令和4年 1月28日 箱根山火山防災協議会を開催
- 令和4年 3月28日 自然研究路の再開